第6号様式別表5の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

2 各欄の記載のしかた 欄	記載のしかた	留 意 事 項
1 「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告にあって	田心ず久
2 各欄共通	は、法人番号(13桁)を記載します。	
	収入金額課税事業とその他の事業とをあわせて行う法人(以	
	「収入金額課税事業をあわせて行う法人」といいます。) にあ	
	っては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を	
3「役員又は使用人に対する給与」	添付してください。 (1) 法人の事務所等ごとに、各欄に記載します。	(1) 上担供も声効に炊いる
の各欄	(2) 「期末の従業者数」及び「給与の額」には、派遣労働者(労	(1) 小規模な事務所等については、「備考」の欄に
の合懶	働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に	その旨を記載し、他の事
	関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。)	務所等と一括記載して差
	又は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣	
	船員をいいます。) に係るものは含めないで記載します。た	*
	新貞をいいます。)にはるものは古めないで記載します。た だし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当	
	該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合に に対している場合に	
	は、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めて記	
	載します。	(3) 別途明細書に準じた書
	戦しより。	類を作成している場合に
		は、「計③」の欄に金額
		を記入のうえ、各欄の記
		載に代えて当該書類を別
		紙として明細書に添付す
		ることとして差し支えあ
		りません。
4 「期末の従業者数」	当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書(仮決	-
	算による中間申告)又は法第72条の48第2項ただし書(前事業	
	年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告)の規定による	
	申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の	
	前日)現在における役員及び使用人の数を記載します。	
5「給与の額」	法第72条の15第1項第1号に規定する金額(当該事業年度に	
	おいて役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職	
	手当その他これらの性質を有する給与として支出するもので、	
	法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額	
	(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支	
	出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得	
	又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの)) を記載	
	します。	
6 「加算又は減算②」	「給与の額」の欄に記載した金額のほかに、事務所等ごとに	「備考」の欄に加減算項
	記載が困難なもので加算すべきもの(出向先法人が出向元法人	
	に対して支払った給与負担金等)又は減算すべきもの(出向元	載します。
5 m. h	法人が出向先法人から受け取った給与負担金等)がある場合に	
	記載します。	
7「備考」	現物給与、外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な	
0. [4]	内容について記載します。	402 à 40 m 1885
8「役員又は使用人のために支出		
する掛金等」の各欄	おいて役員又は使用人のために支出する掛金で、法人税の所得	
(1から16まで)	又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの金額(棚卸	
	資産等に係るものについては、当該事業年度において支出され	
	る金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連	
	結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの)) について、次	
	に掲げる区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。	1

	なお、派遣労働者に係る金額は含めないで記載します。	
	(1) 退職金共済制度に基づく掛金 政令第20条の2の4第1項	
	第1号に掲げる金額	
	(2) 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料 同	
	項第2号に掲げる金額	
	(3) 企業型年金規約に基づく事業主掛金 同項第3号に掲げる	
	金額	
	(4) 勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等 同項第4号	
	に掲げる金額	
	(5) 勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等 同項第5号に	
	掲げる金額	
	(6) 存続厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 7の欄 の金額から8の欄の金額を控除した金額	
	(7) 事業主として負担する掛金及び負担金の総額 公的年金制	
	度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一	
	部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政	
	令 (平成26年政令第73号) 附則第4条第2項の規定によりな	
	おその効力を有するものとされる改正前の政令第20条の2の	
	4第1項第6号括弧書の規定を適用する前の同号に掲げる金	
	額	
	(8) 代行相当部分 同号括弧書の規定により求めた金額	
	(9) 適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料 政令第20条の	
	2の4第1項第6号に掲げる金額	
	(10) 適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当	
	額 法人税法施行令附則第16条 (適格退職年金契約の要件等)	
	第1項第9号イに掲げる金額	
	(11) 適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主	
	払込相当額 同号口に掲げる金額	
	(12) 適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当	
	額 同号ハに掲げる金額	
	(13) 適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相	
	当額 同号二に掲げる金額	
	4 適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額	
	同号ホに掲げる金額	
	(15) 適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への 東光される担心を、同日のに担ばて企業	
	事業主払込相当額 同号へに掲げる金額 (48) 海牧年へ返還会額のされる業刑年への過去勘察傳教等にお	
	(16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充 てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額	
9 「派遣元に支払う金額の合計	 	
9 「派遣元に文仏り並領の百計 (7)」、「派遣労働者等に支払う報		
	の欄の金額をそれぞれ記載します。	
先から支払を受ける金額の合計		
10 「⑦×75/100 ⑧」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
	り捨てた金額を記載します。	
11 「⑨- (⑩×75/100) ⑪」	(1) ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額に100分の75を乗じた金額を	
	控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零)を	
	記載します。	
	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
	切り捨てた金額を記載します。	